

文化センター使用料

※令和3年4月1日改正

(1)基本使用料 (文化センター条例第7条関係別表)

(単位 円)

使用区分		時間区分		A	B	C	A+B	B+C	A+B+C
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
				午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大ホール	平日	19,800	26,400	33,200	46,200	59,600	79,400		
	土・日曜及び祝日	24,900	33,200	41,600	58,100	74,800	99,700		
小ホール	平日	5,700	7,600	9,600	13,300	17,200	22,900		
	土・日曜及び祝日	7,200	9,600	12,000	16,800	21,600	28,800		
展示室		2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	9,600		
リハーサル室		1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800		
第1練習室		900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,700		
第2練習室		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600		
第3練習室		1,500	2,000	2,800	3,500	4,800	6,300		
第1楽屋		300	400	800	700	1,200	1,500		
第2楽屋		300	400	800	700	1,200	1,500		
第3楽屋		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600		
第4楽屋		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600		
第5楽屋		900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,700		

(2)特別使用料

特別使用料の種別	使用料の額
入場料徴収加算使用料	入場料が1,000円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が3,000円を超える場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の100に相当する額
超過使用料	施設の別及び使用区分に応じ、1時間につき、超過利用直前の当該施設に係る1時間当たりの使用料の100分の120に相当する額

(3)基本使用料の減免 (文化センター条例施行規則第10条関係別表)

種別	減免率
1 市(市の機関を含む。以下この表について同じ。)が自からの行政目的のために使用する場合	全額
2 国又は他の地方公共団体が公用のため市と共催する場合	
地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に該当する公共の団体又は教育委員会が認める社会教育関係団体が公益的事業に関して使用する場合	100分の30に相当する額
市内に所在の学校等(保育所・幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童福祉施設)又は学校等が組織する団体が、授業、大会、発表会等のために使用する場合	全額
市内に所在の学校等(保育所・幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童福祉施設)以外の学校又は学校等が組織する団体が、授業、大会、発表会等のために使用する場合	100分の50に相当する額
市長が事業の公益性その他の事由を勘案し、特に必要があると認めるとき	市長が別に定める額
文化センターが行う事業に準ずると認められる事業のうち、市が共催する事業のため使用するとき	全額

※詳しくは、文化センターにお問い合わせください。